

## 第729回通関協議会（本関地区）

1. 日 時 令和元年 5月 8日（水） 12時より
2. 場 所 横浜税関本関 7階 大会議室
3. 議 題 等(敬称略)
  - (1)税関において使用する納付書等に記載する会計年度の取扱いについて  
山田収納課長
  - (2)コンテナ等に入れて輸入される温度記録計等の取扱いについて  
通関総括第1部門 迎田統括審査官
  - (3)「Drayage Surcharge」及び「Congestion Surcharge」等について  
五島首席関税評価官
  - (4)日中 AEO 相互承認の実施について  
池田認定事業者管理官

その他・連絡事項等

次回開催予定日 **令和元年6月11日(火)** 12:00～

開 催 場 所 横浜税関本関 7階 大会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: [bra\\_yokohama@kanzei.or.jp](mailto:bra_yokohama@kanzei.or.jp)

## 改元後にNACCSから出力される納付書の取扱いについて

本年5月1日以降の改元後においても、NACCSから出力される納付書の「年度」欄（※1）は今年度を通じて「31」と印字されますが、「01」年度と修正せず、そのままご利用ください。

※1 「年度」欄  
【例】  
平成 **31** 年度  
「31」と印字されますが、修正は不要です。

※2 「出力日」欄  
「延長後の納期限」欄  
【例】  
出力日  
**2019/05/08**  
延長後の納期限  
**2019/07/31**  
西暦で印字されます。

ご不明な点は、  
最寄りの税関収納課まで  
お問合せください。

## コンテナ等に入れて輸入される温度記録計等の取扱いについて

輸入貨物の品質保持等を目的としてコンテナ等に入れて輸入される温度記録計、乾燥剤若しくは吸湿剤又は輸入貨物の梱包を目的としてコンテナ等に入れて輸入される予備のカートンボックスその他これらに類する物品（その他これらに類する物品とは、例えば輸入貨物の品質保持等を目的としてコンテナ等に入れて輸入される緩衝材、保冷剤又は保温剤をいい、以下これらの物品を総称して「温度記録計等」という。）に係る輸入（納税）申告については、本年6月1日以降、下記のとおり取り扱うこととする。

### 記

温度記録計等が、その他の輸入貨物とともに輸入される場合には、原則として、当該温度記録計等を当該輸入貨物とは別の貨物として輸入（納税）申告を行うこととし、その具体的な取扱いは以下のとおりとする。

#### 1. 温度記録計等の価格が仕入書上明らかである場合

仕入書に記載の温度記録計等の価格に基づき、当該温度記録計等をその他の輸入貨物とは別（別欄）に輸入（納税）申告するものとする。

#### 2. 温度記録計等の価格が仕入書上明らかでない場合

##### (1) 温度記録計等の価格がその他の輸入貨物の価格に含まれていると認められる場合

仕入書以外の客観的な資料に基づき計算させた価格又は輸入される温度記録計等と同種類の貨物の価格を参考として当該温度記録計等の申告価格とし、当該温度記録計等をその他の輸入貨物とは別（別欄）に輸入（納税）申告するものとする。この場合には、当該輸入貨物の価格から当該温度記録計等の申告価格を控除した価格を当該輸入貨物の申告価格の基礎とする。

(注1) 輸入貨物の価格から温度記録計等の申告価格を控除するに当たっては、当該申告価格を個々の輸入貨物の種類又は数量等に応じた合理的な方法により按分して行うこととする。

(2) 温度記録計等の価格がその他の輸入貨物の価格に含まれていないと認められる場合

仕入書以外の客観的な資料に基づき計算させた価格又は輸入される温度記録計等と同種類の貨物の価格を参考として当該温度記録計等の申告価格とし、当該温度記録計等をその他の輸入貨物とは別（別欄）に輸入（納税）申告するものとする。

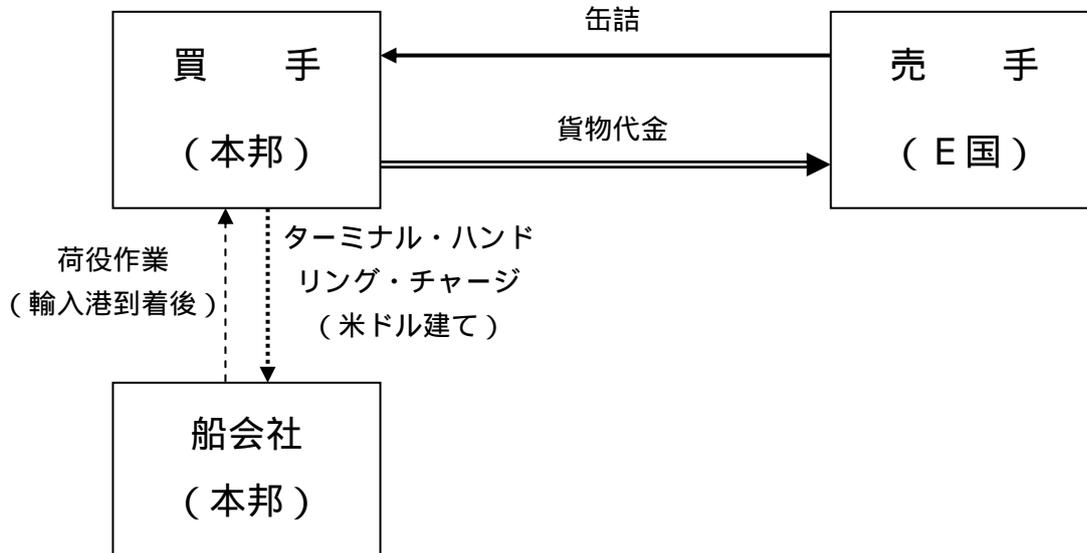
3. その他

- (1) 温度記録計等に係る関税率表番号の所属については、関税率表の解釈に関する通則（以下「通則」という。）に則り決定するものとされているが、例えば、食品等の品質保持を目的として乾燥剤、吸湿剤、緩衝材、保冷剤又は保温剤が当該食品等の包装に同梱等される場合には、通則 5 (b) の規定を適用し、当該乾燥剤、吸湿剤、緩衝材、保冷剤又は保温剤は当該食品等に含まれるものとして、輸入（納税）申告書上、一の欄に一括して記載して差し支えないことから留意する。

(注 2) 温度記録計等のうち、通則 5 (b) が適用され得るのは、例えば、乾燥剤、吸湿剤、緩衝材、保冷剤又は保温剤であり、明らかに反復使用が可能なものについては通則 5 (b) は適用されないことから留意する。

- (2) 例えば、乾燥剤、吸湿剤、緩衝材、保冷剤又は保温剤であって、運送途上に使用されたことにより、その経済的価値が極めて僅少と認められるもの（例えばこれらの物品それぞれの課税価格の全額が 1,000 円未満であるもの）については、貨物の課税価格にこれらの乾燥剤、吸湿剤、緩衝材、保冷剤又は保温剤の価格が含まれていない場合であっても、関税法基本通達 67-4-16(1)（保税地域から引き取られる古包装材料の取扱い）に規定された古包装材料として、この規定に準じて処理して差し支えない。

## 11. 船会社に支払う輸入港におけるターミナル・ハンドリング・チャージ



### 【照会要旨】

当社（買手）は、売手から缶詰を購入（輸入）します。

輸入貨物のB/Lにターミナル・ハンドリング・チャージが米ドル建てで記載されており、当社はその費用を船会社に支払います。この費用は輸入港到着後にコンテナ・ヤードにおいて発生する荷役作業の費用です。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が支払うターミナル・ハンドリング・チャージを、運送に関連する費用として、現実支払価格に加算する必要がありますか。

また、円建てか米ドル建てかで取扱いが異なりますか。

### 【回答要旨】

上記の取引において貴社が支払うターミナル・ハンドリング・チャージは、輸入港到着後の運送に関連する費用であることから、現実支払価格に加算する必要はありません。なお、円建てか米ドル建てかによりその費用の取扱いが異なるものではありません。

（理由）

運賃及び保険料以外の「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に関連する費用」とは、輸入貨物の輸入港までの運送に付随して発生する積卸しその他の役務の対価として支払われる費用（例えば、輸出国において要したコンテナ・サービス・チャージ等）をいい、この費用には、輸入貨物の輸入港到着後の費用は含まれないこととされています。

### 【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第1号

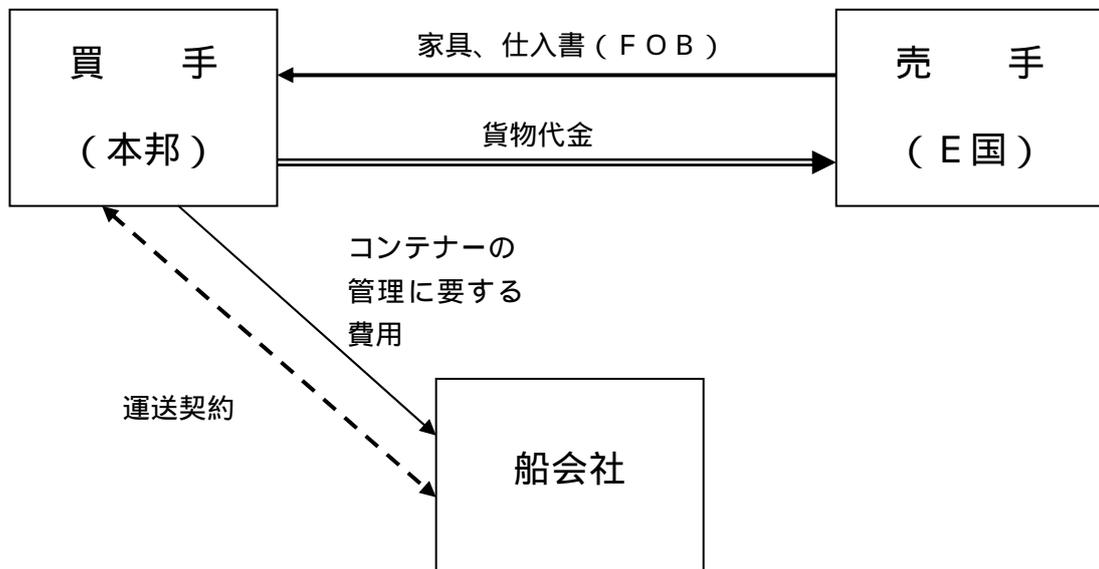
## 関税定率法基本通達 4 - 8(5)、(7)

### 注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)

## 25. 買手が船会社に支払うコンテナの管理に要する費用



### 【照会要旨】

当社（買手）は、売手からFOB条件で家具を購入（輸入）します。

当社は船会社と運送契約を締結しており、この契約に基づき輸入貨物の運賃とは別にコンテナの管理に要する費用を船会社に支払っています。この管理に要する費用は、輸入貨物の運送に使用したコンテナの運送全般に係る管理業務の一環として、このコンテナに原因不明の損傷が発生した際に迅速に対応するための費用とされています。なお、実際に損傷があるか否かにかかわらず一律かつ定額に船会社から請求されるものです。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が船会社に支払うコンテナの管理に要する費用の額を、現実支払価格に加算する必要がありますか。

（注）上記のコンテナの管理に要する費用は、例えばコンテナ・マネージメント・フィー（CMF）と呼ばれることがあります。

### 【回答要旨】

上記の取引において貴社が船会社に支払うコンテナの管理に要する費用は、「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」に該当し、現実支払価格に加算する必要があります。

（理由）

「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」とは、輸入貨物を輸入港まで運送するために実際に要した運送費用をいい、輸入貨物が運送契約に基づき運送された場合は、その運送契約に基づきその運送の対価として運送人又は運送取扱人等に最終

的に支払われる費用をいいます。

上記取引におけるコンテナの管理に要する費用は、貴社と船会社との間の運送契約に基づき、輸入貨物を本邦に運送するための費用の一部として、運送人に対し支払われる費用であることから、「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」の一部に該当します。

なお、この支払いについては運送全体の管理に係るものであるということですが、仮に輸入港到着後の費用も含まれている場合であって、この額を明らかにすることができる時には、その額を控除することが可能です。

#### 【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第1号

関税定率法基本通達4-8(3)イ、(7)

#### 注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)

本年6月1日より

平成31年4月  
財務省・税関

# 日中AEO相互承認 が実施されます。

財務省関税局と中華人民共和国海関総署において、平成30年10月26日に署名された日中AEO相互承認取決めについて、両国においてその取決めの実施のための準備が整い、**本年6月1日**より実施することとしましたので、お知らせ致します。

## 1. 日中AEO相互承認の概要

日中AEO相互承認の実施により、両国が認定したAEO輸出入者の貨物に対し、以下のとおり、相互に迅速通関等のベネフィットが提供されます。

### ① 審査・検査の軽減

日本のAEO輸出入者の貨物が中国で輸出入される場合に、当該貨物に対する審査・検査が軽減されます。

### ② 迅速な検査

日本のAEO輸出入者の貨物が中国の通関手続において検査を受ける場合には、迅速に検査が行われます。

### ③ 連絡窓口の設置

日本のAEO輸出入者の貨物について、中国の通関時において、理由もなく長期間輸出入の許可が受けられない等のトラブルが生じた場合、日本の税関にご一報をいただければ、中国の海関総署に対処を求めます。

### ④ 物流混乱時における迅速な通関

中国で物流の混乱があった場合、日本のAEO輸出者の貨物については、ライフラインの復旧後、可能な限りにおいて迅速な通関が供与されます。

※ 上記のベネフィットは、中国のAEO輸出入者の貨物についても、我が国において同様に供与されます。

上記に記載されたベネフィットの利用方法については、次ページをご覧ください。

## 2. ベネフィットの利用方法

### (1) 迅速通関(前ページのベネフィット①、②及び④)の利用方法

#### 中国における利用方法

- イ 日本のAEO輸出入者の方は、日中相互承認用コードを各税関のAEO制度担当にご確認ください。
- ロ 皆様の日中相互承認用コードを中国の取引相手にお知らせ下さい。
- ハ 中国の輸出入者がそのコードを中国での輸出入手続の際に入力することで、相互承認のベネフィットを受けることができます。

#### 日本における利用方法

- イ 中国のAEO輸出入者と取引を行う日本の輸出入者の皆様は、中国のAEO輸出入者が保有する15桁のコードを取引相手に確認して下さい。
- ロ 15桁のコードを次ページのルールに従って12桁に変換して下さい。
- ハ 日本での輸出入申告の際に、輸出入者又は通関業者の皆様は12桁のコードをNACCSの海外仕出人・仕向人コード欄に入力することで、相互承認のベネフィットを受けることができます。

【参考：中国のAEO輸出入者が保有するコード(15桁)の体系】  
“AEOCN”+10桁の事業者ID：(例)AEOCN1234567890

### (2) 連絡窓口(前ページのベネフィット③)の利用方法

日本のAEO輸出入者の貨物について、中国の通関時において、理由もなく長期間輸出入の許可が受けられない等のトラブルが生じた場合、事案の概要(AEO輸出入者名、仕出(向)人名、貨物の内容、中国での申告内容、等)とともに承認税関のAEO制度担当にご連絡ください。

## 中国のAEO事業者が保有する15桁のコード

桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
規則	A	E	O	C	N	事業者ID(10桁)									

## 日本のNACCS用に12桁とするコードへの変換

桁数				1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
規則	A	E	O	C	N	事業者ID(10桁)									
例	A	E	O	C	N	N <sub>1</sub>	N <sub>2</sub>	N <sub>3</sub>	N <sub>4</sub>	N <sub>5</sub>	N <sub>6</sub>	N <sub>7</sub>	N <sub>8</sub>	N <sub>9</sub>	N <sub>10</sub>



桁数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
規則	C	N	事業者ID(10桁)									
例	C	N	N <sub>1</sub>	N <sub>2</sub>	N <sub>3</sub>	N <sub>4</sub>	N <sub>5</sub>	N <sub>6</sub>	N <sub>7</sub>	N <sub>8</sub>	N <sub>9</sub>	N <sub>10</sub>

日本での輸出入手続の際にNACCSの海外仕出人・仕向人コード欄に入力する相互承認用コード

ご不明な点は、各税関のAEO制度担当までお問い合わせ下さい。

函館税関	電話:0138-40-4254
東京税関	電話:03-3599-6343
横浜税関	電話:045-212-6125
名古屋税関	電話:052-654-4169
大阪税関	電話:06-6576-3391
神戸税関	電話:078-333-3071
門司税関	電話:050-3530-8312
長崎税関	電話:095-828-8801
沖縄地区税関	電話:098-862-9291